

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年12月20日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成30年12月6日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年5月23日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年7月18日付けの指導指示書により、請求人に対し、「週4回以上、求職活動を行い、その活動内容を報告すること」を指導指示事項とする法第27条第1項の規定に基づく指導指示（以下「本件指導指示1」という。）を行った。
- 3 処分庁は、平成30年8月24日付けの指導指示書により、請求人に対し、本件指導指示1による改善が認められなかったとして、「週4回以上求職活動を行い、その活動内容を報告すること」を指導指示事項とする法第27条第1項の規定に基づく指導指示（以下「本件指導指示2」といい、「本件指導指示1」と併せて「本件指導指示」という。）を行った。

- 4 処分庁は、平成30年9月11日付けの通知書により、請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を付与するので同月18日に来所するよう通知し、同日、請求人は就職が決まった旨の弁明を行った。
- 5 処分庁は、平成30年11月27日付けの通知書により、請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を付与するので同年12月4日に来所するよう通知し、同日、請求人は仕事が決まった旨の弁明を行った。
- 6 処分庁は、平成30年12月6日付けで、請求人に対し、同月5日付けで法による保護を廃止する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 7 請求人は、平成30年12月20日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

指導に従って求職活動を行っていたにもかかわらず8月25日に求職活動をしていて、一度採用し、病気（つう風のため）に（1回目べんめいの時に伝えた）だんねん、それを求職活動としてみとめてもらえないことがなるとくいかない。現地てんでも働いているのに、求職活動を一切していないと言われた。なので、本件処分したのは違法であり、不当である。

- (2) 審理員が令和3年11月26日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

稼働能力がないのに週5回以上の面接の強要をされた。

弁明の機会の際、書類を指定された日時に持っていくが、ケースワーカー不在で、何時間もまったがあらわれず、他の人に書類をわたすがうけとらずあやふやにされた。

平成28年12月13日

まず、書類選考の履歴書は送っているが、何枚か、返ってきているものもあるが送っている事は事実。

平成 29 年 1 月 10 日

その場での採用は全くなく辞退はしていない。ただの不採用の事実をねじまげられている。

平成 29 年 3 月 18 日～

この時すでに鼻骨骨折している。⇒(ケースワーカーに言うが聞いてもらえない) 病院へは、痛風の症状が出るたびに通院していて、薬だけ処方されるが一向に治らない。痛風の次に鼻の病院に行こうとするが週 5 回以上の面接を強要され行けない。もしかしたら肝臓の病気のうたがいがあるかもしれないのに、ぜんぜんみてもらえない。

ハローワークに求職活動をしにいつている。が(これは事実で、)週 5 回以上の面接の強要をされ、精神的にも体調も悪化した。ため、ケースワーカーに言うが何も聞いてくれない。

実際、今は鼻骨骨折の治療と、痛風の治療、歯科の治療を行っている。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

平成 30 年 12 月 6 日付けの本件処分通知書には、理由として、「請求人が、平成 30 年 7 月 18 日、平成 30 年 8 月 23 日付けで処分庁が行った生活保護法第 27 条に基づき、指導内容に従わず、平成 30 年 12 月 4 日にも正当な弁明がなされなかったことは、同法第 62 条 3 項に定められた保護の廃止が出来るに該当するたで、平成 30 年 12 月 5 日付けで保護を廃止します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成 31 年 3 月 4 日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

平成 28 年 5 月 23 日 保護開始

平成 28 年 11 月 16 日 真摯な求職活動を行うことに関する法第 27 条に基づく指導に従わなかったとして請求人の保護を停止した。

平成 28 年 12 月 13 日 請求人が応募した企業に対して、法第 29 条に基づく照会を公共職業安定所に行い、履歴書が送付されているか確認したが送付されておらず虚偽の申告が判明した。
請求人の保護の再開に関するケース診断会議を開催

- し、再度指導指示書を交付することとした。
- 平成 28 年 12 月 14 日 請求人に対し、ケース診断会議の結果を電話にて説明した。
- 平成 28 年 12 月 28 日 請求人が就職のための面接に行く予定とのことなので保護を再開した。
- 平成 29 年 1 月 6 日 請求人に対し面接の可否がわかる書類を持参するように説明した。
- 平成 29 年 1 月 10 日 ハローワークに確認したところ、請求人は面接に行ったが、その場で採用を辞退したとのことであった。また、辞退した理由は不明であるとのことであった。
- 平成 29 年 2 月 13 日 請求人宅の定期訪問 ハローワークには週 1 回通っていると訴える。
- 平成 29 年 3 月 15 日 病状悪化のため求職活動が思うようにできないと訴える。病院に病状照会を送付する。
- 平成 29 年 3 月 18 日 病院から「診療状況について（回答）」を受領した。稼働能力に関しては「通常の仕事をしてもかまわない」とされていた。
- 平成 29 年 5 月 18 日 請求人宅の定期訪問 先月は足が痛くて何回も病院に通った。ハローワークには 1 か月ほど休む連絡をしたとの発言があった。
- 平成 29 年 6 月 2 日 保護費受け取りのため請求人が処分庁に来所。
請求人に対し、求職活動をすることと、6 月 15 日に求職活動状況の報告書と関係資料を提出することを指導した。
- 平成 29 年 6 月 5 日 病院に病状照会を送付する。
- 平成 29 年 6 月 16 日 処分庁に来所がなかったため連絡する。
週明けには必ず求職活動状況の報告書を提出するよう

- 伝えた。
- 病院から「診療状況について（回答）」を受領した。稼働能力に関しては「通常の仕事をしてもかまわない」とされていた。
- 平成 29 年 7 月 7 日 保護費受け取りのため請求人が処分庁に来所。
病状照会では通常の仕事をしてもかまわないと回答があったことを伝えた上で、求職活動をするよう指導する。
請求人より、平成 29 年 6 月分の「求職活動状況・収入申告書」を受領した。
- 平成 29 年 7 月 12 日 病院に病状照会を送付する。
- 平成 29 年 7 月 28 日 病院から「診療状況について（回答）」を受領した。稼働能力に関しては「通常の仕事をしてもかまわない」「痛風発作時は安静要する」とされていた。
- 平成 29 年 8 月 1 日 請求人より、平成 29 年 7 月分の「求職活動状況・収入申告書」を受領した。
- 平成 29 年 9 月 1 日 請求人より、平成 29 年 8 月分の「求職活動状況・収入申告書」を受領した。
- 平成 29 年 9 月 21 日 請求人が処分庁に来所し保育士の資格を取得したいと申し出があった。
保育士資格試験の受験資格を説明し、その仕事に就きたい理由を明確に文書で提示してほしいと伝えた。
- 平成 29 年 9 月 29 日 請求人が処分庁に来所し知人の紹介で来月、面接に行く旨報告があった。
必ず処分庁に来所し報告するよう伝えた。
請求人より、平成 29 年 9 月分の「求職活動状況・収入申告書」を受領した。
- 平成 29 年 10 月 10 日 請求人より入電。ハローワーク事業を終了したのでどうしたら良いかとの質問があったため、事業が終了しても自身で就職活動はできるので自身で行うよう説明した。

- 平成 29 年 11 月 16 日 請求人宅の定期訪問 足が痛くて働けないと訴える。
- 平成 29 年 11 月 1 日 請求人が処分庁に來所し平成 29 年 10 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
痛風発作が治まれば就労活動を行うよう指示した。
- 平成 29 年 12 月 4 日 請求人が処分庁に來所し平成 29 年 11 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
- 平成 29 年 12 月 26 日 病院に病状照会を送付する。
- 平成 29 年 12 月 27 日 請求人が処分庁に來所し平成 29 年 12 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
積極的に就労活動を行うよう指示した。
- 平成 30 年 1 月 5 日 病院から「診療状況について(回答)」を受領した。稼働能力に関しては「通常の仕事をしてもかまわない」とされていた。
- 平成 30 年 3 月 1 日 請求人が処分庁に來所し平成 30 年 1 月分及び 2 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
体調が良い日は就労活動を行うよう指示した。
- 平成 30 年 4 月 2 日 請求人が処分庁に來所し平成 30 年 3 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
積極的に就労活動を行うよう指示した。
- 平成 30 年 5 月 1 日 請求人が処分庁に來所し平成 30 年 4 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
積極的に就労活動を行うよう指示した。
- 平成 30 年 5 月 28 日 請求人宅の定期訪問 積極的に就労活動を行うよう指示した。
- 平成 30 年 6 月 1 日 請求人が処分庁に來所し平成 30 年 5 月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。
積極的に就労活動を行うよう口頭指示した。

- 平成30年6月13日 クリニックに病状照会を送付する。
- 平成30年7月2日 請求人が処分庁に来所した。
体調悪く病院へ2・3回通院していると訴えた。
- 平成30年7月12日 ケース診断会議を開催し、法第27条に基づき、請求人に対し、求職活動に関する文書指導を行うことを決定した。
- 平成30年7月18日 法第27条に基づき、請求人に対する指導指示書を発出した。
- 平成30年7月20日 クリニックから「診療状況について(回答)」を受領した。指示どおり通院していないとされており、稼働能力に関しては「コメントできない」とされていた。
- 平成30年8月23日 ケース診断会議を開催し、法第27条に基づき、請求人に対し、求職活動に関する2回目の文書指導を行うとともに、当該指導に従わなかった場合には、法第62条第4項に基づき弁明の機会の付与を行うことを決定した。
- 平成30年8月24日 法第27条に基づき、請求人に対する指導指示書を発出した。
- 平成30年9月3日 請求人が処分庁に来所し平成30年8月分の「求職活動状況・収入申告書」の提出があった。会社に採用されたと訴えがあった。
- 平成30年9月11日 法第62条第4項に基づく弁明の機会付与の通知書を出した。
- 平成30年9月18日 請求人が処分庁に来所した。
就労状況申告書を記入のうえ、返信用封筒で処分庁に送付するよう伝えた。
- 平成30年9月26日 請求人より就労状況申告書が送付され届いた。

- 平成30年10月1日 請求人が処分庁に來所した。
病状悪化で病院への通院を希望される。
病院に病状照会を送付する。
請求人は痛風で足の痛みを会社に訴えると来なくていいと言われたと報告があった。
- 平成30年10月22日 病院から「診療状況について(回答)」を受領した。平成27年1月9日以降受診歴がないため記入できないとされていた。
- 平成30年10月26日 請求人宅の定期訪問 積極的に就労活動を行うよう指示した。
11月1日までに求職活動状況・収入申告書を提出するよう指導した。
- 平成30年11月2日 請求人が処分庁に來所した。
積極的に就労活動を行うよう指示した。
病院に確認したところ、平成30年4月以降も受診歴があったため、同病院に改めて病状照会を送付した。
- 平成30年11月16日 病院から「診療状況について(回答)」を受領した。稼働能力に関しては「通常の仕事をしてもかまわない」とされていた。
- 平成30年11月27日 ケース診断会議を開催し、法第62条第4項に基づき、請求人に対し、改めて弁明の機会の付与を行うことを決定し、弁明の機会付与の通知書を発行した。
- 平成30年12月4日 請求人が処分庁に來所し、仕事が決まったと報告があったが、仕事の詳細は不明とのことであった。
ケース診断会議を開催し、請求人の保護を廃止する旨を決定した。
- 平成30年12月6日 本件処分

イ 本件処分の正当性について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その

他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

また、法第 27 条第 1 項では、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされている。

さらに、法第 62 条第 1 項において、「第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされ、同条第 3 項において、「保護の実施機関は、被保護者が、前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされており、同条第 4 項においては、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」とされている。

保護受給中における指導指示に関し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省発社第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 11-2-(4)において、「法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（中略）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。」とされ、「当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」と示されている。

そして、被保護者が書面による法第 27 条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準に関しては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の間第 11 の 1 の答 3-(3)において、「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当する場合には、「保護を廃止すること」と示されている。

本件において、処分庁は、継続的に請求人の健康状態の確認を行い、請求人が就労可能である旨の医師からの回答に基づき、請求人について、法第 4 条第 1 項で求められている稼働能力の活用が不十分であると判断し、請求人に対し、真摯な求職活動を行うことについて、繰り返し、口頭で指導を行ってきたものの、求職活動が十分に行われなかったため、平成 30 年 7 月 18 日付けと同年 8 月 23 日の二度にわたり、文書による指導を行ったものである。

この点、請求人に関し処分庁は、稼働能力の活用が不十分であることが原因で保護を停止した際に改善に至らなかったこと、求職活動の状況について虚偽の申告を行っていた事実があること、長期間にわたり繰り返し口頭指導を行ってきたこと、弁明の機会が付与される度に詳細不明の仕事に就職が決まったという報告を繰り返していることを踏まえ、課長通知の間 11 の 1 の答 3-(3)で示された「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当すると判断した。

そして、法第 62 条第 4 項の規定に基づき、適正に弁明の機会を付与したが、請求人から正当な弁明が行われることもなかったため、法第 62 条第 3 項に基づき、本件処分を行ったものである。

よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 28 年 11 月 16 日付けのケース記録票には、「平成 28 年 11 月 1 日付けで処分庁が行った生活保護法第 27 条に基づく求職活動を行うという文書指示に従わず、同年 11 月 16 日にも正当な弁明がなされなかったことは、同法第 62 条 3 項に保護が停止できる理由として定められているので、平成 28 年 11 月 17 日付けで保護を停止します。」との記載がある。

イ 平成 28 年 12 月 13 日付けのケース記録票には、「29 条照会にて、ハローワークに、請求人が応募企業に対して、履歴書を送付しているかどうかを確認する。請求人、全件履歴書を送付したとの申し出であったが、2 件は、履歴書を送付しておらず、虚偽の申告をしていることが判明する。・11 月 29 日に求職活動を行った A 社には、履歴書は届いていない。・B 社については、選考方法が面接であったが、請求人の申し出により書類選考にしてほしいと言われ、変更したが、履歴書は届いていない。ケース診断会議を開催し、求職活動について、面接に行っておらず、不十分である。また、虚偽の申告をしているため、再度請求人に対して、指導指示書を交付する。」との記載がある。

ウ 平成 28 年 12 月 28 日付けのケース記録票には、「面接に行くという事実があり、指導指示の内容を履行しているのであれば、保護再開することが出来るとのこと。(中略) 請求人に上記の旨を説明し、了解。保護再開した後も、求職活動が不十分であれば、保護停止となることも併せて、説明する。」との記載がある。

エ 処分庁が平成 30 年 1 月 5 日に受理した平成 29 年 12 月 28 日付けの処分庁からの照会に対する病院からの「診療状況について(回答)」には、「2 患者の療養態度 (1) 通院：指示どおり通院していない※指示内容月に 1 回 指示どおりに通院していない場合の通院状況 (3~4 ヶ月に 1 回)」、「5 稼働能力 稼働能力あり (通常の仕事をしてもかまわない)」との記載がある。

オ 平成 30 年 5 月 1 日付けのケース記録票には、「月初めは体調崩し、痛風発作も出ていた為一か所しか面接に行けなかったとのこと。積極的にハローワークを利用し就職活動をするよう指導した。」との記載がある。

カ 平成 30 年 5 月 28 日を訪問日とする家庭訪問ケース記録票には、「6 指導指示事項

30年6月より週3、4回求職活動面接し2週に1度求職活動状況収入申告書を提出する様に、口頭指導し、請求人は分かりましたとのこと。」との記載がある。

キ 平成30年6月1日付けのケース記録票には、「請求人保護費受け取りのため来所。求職活動状況・収入申告書の5月分提出、体調が悪く1件しか面接に行けなかった面接先からは連絡なし。不眠の薬を服用しているにもかかわらず、眠れない事が多く鬱病かも知れないので受診したいとの。〈2回目口頭指導について〉、今月から週4回求職活動・面接し、2週間に1度、先日渡した(5月28日定期訪問時)求職活動状況・収入申告書を提出するよう指導した。」との記載がある。

ク 平成30年7月2日付けのケース記録票には、「請求人保護費受け取りのため来所。体調が悪く、クリニックへ、この一月の間に2、3回通院している状態で、面接に行けなかったとのこと。※引きつづき就職活動を週4日ハローワークへ行き月2回報告に来所する様指導した。」との記載がある。

ケ 平成30年7月12日に開催されたケース診断会議の記録票には、問題点として、「●平成30年5月28日 家庭訪問時にハローワークなどで週4回求職活動をし、月2回求職活動状況・収入申告書を提出するよう法27条よる口頭指導した。●平成30年6月1日 保護費受け取りのため来所した際に、週4回の求職活動をし、月2回求職活動状況・申告書の提出するよう法27条による口頭指導するも、請求人体調悪く眠れないからクリニックを受診すると言い、病状照会して欲しいと言うため、平成30年6月16日病状照会するも、未だ回答ない状態。●平成30年7月2日 保護費受け取りのため来所。なぜ求職活動状況・収入申告書を提出しないのか、聞くと、体調悪くハローワークへ行けなかったとのこと。引き続き週4回の求職活動と月2回求職活動状況・収入申告書の提出するよう法27条に基づき口頭指導したが、連絡なし、来所ない状態。」との記載があり、会議の要点、内容及び結論として、「通院先のクリニックからの返答はないが、就労は可能な状態と見受けられる事と、口頭指導の内容を履行していないため、請求人に対し一回目文書指導を行う。履行期限：平成30年8月1日(水)」との記載がある。

コ 平成30年7月18日付けの本件指導指示1指示書には、「1 指導事項・内容 平成30年5月から平成30年7月までの期間、3回にわたり、求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを口頭により指示してきましたが、いまだに求職活動が行われていませんので、週4回以上、求職活動を行い、その活動内容を報告することを指示します。活動内容については、あわせて交付する「求職活動状況・収入申告書」により、「求職活動の方法及び内容」、「活動日」、「応募・求職先」、「応募・求職結果」を記載するとともに、求人票や面接結果通知など、活動したことが分る挙証資料を添付してください。」「2 履行期限 平成30年8月1日」との記載がある。

サ 処分庁が平成 30 年 7 月 20 日に受理した同年 6 月 13 日付けの処分庁からの照会に対するクリニックからの「診療状況について(回答)」には、「2 患者の療養態度 (1) 指示どおり通院していない※指示内容(月に2回) 指示どおりに通院していない場合の通院状況(6月5日と12日の二回受診されただけ) (2) 服薬: 指示どおり服薬していない様子 (3) 病識: なし」、「5 稼働能力 コメントできない」との記載がある。

シ 平成 30 年 8 月 7 日付けの法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書には、「1 指示事項・内容 請求人の世帯のすべての収入について正しくすみやかに申告すること。」との記載がある。

ス 平成 30 年 8 月 23 日に開催されたケース診断会議の記録票には、問題点として、「●平成 30 年 5 月 28 日 家庭訪問時にハローワークなどで週 4 回求職活動をし、月 2 回求職活動状況・収入申告書の提出をするよう、法 27 条による口頭指導を行った。●平成 30 年 6 月 1 日保護費受け取りのため来所した際に週 4 回の求職活動をし、月 2 回求職活動状況・申告書の提出をするよう法 27 条による口頭指導するも、請求人体調が悪く眠れないから、クリニックに受診したいと言い、病状照会して欲しいというため、平成 30 年 6 月 13 日病状照会する。前回のケース診断会議では、クリニックからの病状照会の回答は無かったが、平成 30 年 7 月 20 日に回答あり、1 回の通院歴しかなく主治医の指示に従っていないとの判断。平成 30 年 7 月 27 日主治医からの電話で「請求人は求職活動のことをプレッシャーに感じていると言うが、現在の受診歴では判断出来ない」とのこと。●平成 30 年 7 月 2 日保護費受け取りのため来所。なぜ求職活動状況・収入申告書を提出しないのかと聞くと体調が悪くハローワークへ行けなかったとのこと。引き続き、週 4 回の求職活動と月 2 回の求職活動状況・収入申告書の提出をするよう法 27 条に基づき口頭指導を行うが、連絡、来所なし。●平成 30 年 7 月 18 日、履行期限を平成 30 年 8 月 1 日に設定し、1 回目の文書指導を行う。●平成 30 年 7 月 27 日請求人来所。クリニックの診断書を貰ってきたので、診断書料を返してほしいとのこと、診断書料も支給出来ないし診断書も受け取ることはできない。病状照会をしているため必要ないことを伝えた。求職活動状況・収入申告書の提出の話は一切なかった。●平成 30 年 8 月 1 日保護費受け取りのため来所。求職活動状況・申告書の提出はなく、指導に履行していない。」との記載があり、会議の要点・内容及び結論として、「クリニックからの病状照会回答は、神経性うつ症との診断であったが、主治医の話によると、1 度の受診歴で指示に従わない、求職活動をしたくないので受診している様しか思えないため、稼働能力の判断はできないとの返答があった。クリニックの主治医の話と請求人が通院している病院からの稼働能力ありとの回答などを参考に対応しているケースワーカーが請求人の言動を総合的に勘案すると就労可能と思われる。口頭指導の内容、一回目の文書指導の内容を履行していない為、請求人に対し二度目文書指

導を行う。期限内に指導に従わない場合は弁明の機会を与える。履行期限平成30年9月7日(金)」との記載がある。

セ 平成30年8月24日付けの本件指導指示2指示書には、「1 指示事項・内容 平成30年5月から平成30年7月までの期間、3回にわたり求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを口頭により指示してきましたが、いまだに求職活動が行われていませので、週4回以上求職活動を行い、その活動内容を報告することを指示します。活動内容については、あわせて交付する「求職活動状況・収入申告書」により、「求職活動の方法及び内容」、「活動日」、「応募・求職先」、「応募・求職結果」を記載するとともに、求人票や面接結果通知など、活動したことが分る挙証資料を添付してください。」、「2 履行期限 平成30年9月7日(金)」との記載がある。

ソ 処分庁が平成30年9月3日に受理した求職活動状況・収入申告書には、平成30年8月の収入及び求職活動状況を申告するとして、「求職活動日数 5日」、「C社・面接の実施 有 求職結果 採用」との記載がある。

タ 平成30年9月11日付けの弁明の機会付与の通知書には、「あなたの世帯については、平成30年8月7日付、「指導指示書」、平成30年8月24日付、「指導指示書」(2回目)により指導指示していたにも関わらずこれに従わず、真摯な求職活動の状況報告もなく、就労状況申告書の提出がありませんでした。この場合、生活保護法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことがあります。つきましては、「同法第62条第4項の規定により、弁明の機会を与えますので来所するよう通知します。正当な理由なく来所しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。やむを得ない理由で来所できない場合は、指定した弁明日前日(前開庁日)の開庁時間内に連絡してください。なお弁明の際には、弁明の根拠となる書類等の証拠がありましたらご持参ください。1 弁明の日時 平成30年9月18日10時(時間厳守のこと) 2 弁明の場所 処分庁」との記載がある。

チ 平成30年9月18日付けのケース記録票には、「平成30年9月3日請求人保護費受け取りのため来所。平成30年8月24日に発行された、生活保護法第27条(2回目)指導指示書の写しを見て、履行期限が平成30年9月7日のため、求職活動状況・収入申告書を提出、指示事項・内容の指示どおりではないが。(別紙)8月4日D社:面接の現地無しで不採用、8月11日E社:面接の現地無しで不採用 8月18日F社:面接の現地無しで不採用。8月25日C社:面接(8/31)の現地有で採用 C社が採用とあるため、就労状況申告書の記入をお願いするも、「今日中に書きにくる、今いそがしい」と言い、一週間待っても連絡が無いため、【弁明の機会付与の通知書】を平成30年9月13日送付を行う。(別紙参照)平成30年9月13日送付の【弁明の機会付与の通知書】の写し見て、履行期限平成30年9月18日AM10:00なので請求人来所さ

れた。査察指導員と面接。請求人C社の就職が決まり10月1日から就職が決まったとのこと。」との記載がある。

ツ 平成30年9月18日付けの就労状況申告書には、「平成30年10月1日から就労開始」、「勤務先名称 C社」との記載がある。

テ 平成30年10月1日付けのケース記録票には、「請求人保護費を受け取りで来所。今日から仕事ですね、頑張ってくださいと声を掛けると、「足の痛みが酷くここまで来るのがやっとの事で仕事は明日からになった、今日は受診しようと思っている。」「仕事に行けるか分からない」と言う。」「PM15:30 請求人よりTELあり、「今受診してきたから、病院へ病状照会しといてや」「直ぐやで」と言い一方的に電話を切ってしまった。病院へ病状照会する。」「<C社について> 平成30年10月1日より勤務予定のため、今日から仕事ですね何時からか聞くと、請求人痛風で足の痛みが酷くなり休みの連絡をしたら、もう来なくていいと言われた、1ヵ月研修期間だったため仕方がないと話していた。」との記載がある。

ト 平成30年10月26日を訪問日とする家庭訪問ケース記録票には、「6指導指示事項 1. 就労指導。 求職活動をし面接(3回)を受けるよう求職活動状況・収入申告書を手渡し11/1支給日に持参来所するよう指導した。請求人分かったとの返答あり。引き続き受診、主治医指示に従うよう指導した。」との記載がある。

ナ 平成30年11月2日付けのケース記録票には、「請求人保護費の受け取りのため来所。家庭訪問時手渡した求職活動状況申告書の提出を求めること、足が痛いため求職活動が出来なかつたとのこと。病状照会の回答より特に稼働不能ではないため、引き続き求職活動し提出するよう伝えた。」との記載がある。

ニ 処分庁が平成30年11月16日に受理した同月2日付けの処分庁からの照会に対する病院からの「診療状況について(回答)」には、「2 患者の療養態度 (1) 通院: 指示どおり通院していない (2) 服薬: 指示どおり服薬していない様子 (3) 病識: あり」、「5 稼働能力 稼働能力あり(通常の仕事をしてもかまわない)」との記載がある。

ヌ 平成30年11月27日に開催されたケース診断会議の記録票には、問題点として、「●平成30年5月28日 家庭訪問時にハローワークなどで週4回求職活動をし、月2回求職活動状況・収入申告書の提出するよう、法27条による口頭指導を行った。●平成30年7月18日、履行期限を平成30年8月1日に設定し、1回目の文書指導を行った。■平成30年8月24日ケース診断会議、法第27条2回目指導指示(履行期限平成30年9月7日)平成30年9月3日に指示どおりではないが、4件の面接をしてC社が決ま

りそうであると報告があった。その後、請求人より連絡が無いため平成30年9月11日弁明の機会付与の通知書を送付した。(弁明の日時平成30年9月18日) ■平成30年9月13日來所、弁明ではC社への仕事が決まり10月1日より就労することになった。■平成30年10月1日保護費受け取りのため來所。痛風発作の痛みが酷く休みの連絡を入れると、来なくていいと言われた。我慢ができないくらいの痛みのため受診するので、病状照会をして欲しいというため平成30年10月3日病院へ照会した。平成30年10月22日の回答では平成27年1月以降受診歴ないとのこと。11月2日病院に確認すると直近では10月1日に受診歴があるとのこと。もう一度送って欲しいと言われ11月2日病院へ病状照会を送付した。■平成30年10月25日家庭訪問時、求職活動をして11月1日までに面接3回以上を受け11月1日に提出するよう求職活動状況・収入申告書を手渡し請求人分かりましたとの回答があった。11月1日に提出は無く、それ以降連絡、報告もなかった。■平成30年11月16日病院より回答があり、稼働能力あり通常の仕事をしてもかまわないとの回答があったため、改めて弁明の機会付与の通知をしていいか。」との記載があり、会議の要点・内容及び結論として、「・病院からの稼働能力の回答は、通常の仕事をしてもかまわないとのことであった。・請求人に対し、以前からの指導指示の続きとして真摯な求職活動の状況報告もなく、就労状況申告書の指導指示に従わないため、弁明の機会付与の通知書を送付する。・弁明の日時 平成30年12月4日(火)」との記載がある。

ネ 平成30年11月27日付けの弁明の機会付与の通知書には、「あなたの世帯については、平成30年8月7日付け、「指導指示書」、平成30年8月24日付、「指導指示書」(2回目)により指導指示していたにも関わらずこれに従わず、真摯な求職活動の状況報告もなく就労状況申告書の提出がありませんでした。この場合、生活保護法第62条第3項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことがあります。つきましては、同法第62条第4項の規定により、弁明の機会を与えますので來所するよう通知します。正当な理由なく來所しない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。やむを得ない理由で來所できない場合は、指定した弁明日前日(前開庁日)の開庁時間内に連絡してください。なお弁明の際には、弁明の根拠となる書類等の証拠がありましたらご持参ください。1 弁明の日時 平成30年12月4日(火)10時(時間厳守のこと) 2 弁明の場所 処分庁」との記載がある。

ノ 平成30年12月4日付けのケース記録票には、「<弁明の機会付与について>請求人 弁明の機会付与で來所。痛風の痛みが悪化しハローワークへ行けなかったため、携帯電話(インターネット)で探し10日から仕事が決まったと言う、仕事の詳細を聞くも今は分からん、明日(12月5日)面接へ行くため、6日に伝えに來所すると言いつ途途中で退出された。●正当な弁明が無いため、ケース診断会議を開催し保護の廃止を検討する。」との記載がある。

ハ、平成30年12月4日に開催されたケース診断会議の記録票には、結論として、「請求人は、平成30年7月18日付け及び平成30年8月24日付けで処分庁がおこなった生活保護法第27条に基づく指導指示に従わず、正当な弁明もなされなかったことは、同法第62条第3項に定められた保護を廃止できる理由に該当するため。・局第問（第11の1）答3-（3）保護の停止を行うことによっては該当指示指導に従わせることが著しく困難であると認められるとき。・平成30年12月4日限り、平成30年12月5日付け保護廃止します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (3) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
なお、この場合には、同条第4項により、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。
- (4) 局長通知第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と定め、局長通知第4の2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定め、局長通知第4

の3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と定め、局長通知第4の4は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。

(5) 局長通知第11の2の(1)は、「保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。(中略) その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」と定めている。

(6) 局長通知第11の2の(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」と定めている。

(7) 課長通知第11の問1は、「被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」として「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」と定め、次の基準として、「3.2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とした上で「(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 本件処分の経過について

前記1(3)及び(6)のとおり、保護の実施機関が、被保護者に対し、文書による指導指示を行っても正当な理由なく指導指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による

所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(3)並びに2(2)コ、シ、セ、タ、チ、ツ及びネのとおり、①処分庁は請求人に対し、平成30年7月18日付けで、週4回以上求職活動を行い、その活動内容を報告することを指示事項とし、履行期限を同年8月1日とする本件指導指示1を行ったこと、②処分庁は請求人に対し、同年8月7日付けで、収入申告することを指示事項とする指導指示(以下「収入申告指導指示」という。)を行ったこと、③処分庁は請求人に対し、同年8月24日付けで、本件指導指示1と指示事項を同じくし、履行期限を同年9月7日とする本件指導指示2を行ったこと、④処分庁は請求人に対し、同年9月11日付けの弁明の機会付与通知書で、収入申告指導指示及び本件指導指示2に請求人が従わず、真摯な求職活動の状況報告も就労状況申告書の提出がないとして、弁明日を同年9月18日とする弁明の機会を付与したこと、⑤同年9月18日、請求人は処分庁を訪れ、同年10月1日からのC社への就職が決まった旨報告し、同日付けの就労状況申告書を後日提出したこと、⑥処分庁は請求人に対し、同年11月27日付けの弁明の機会付与通知書で、収入申告指導指示及び本件指導指示2に請求人が従わず、真摯な求職活動の状況報告も就労状況申告書の提出がないとして、弁明日を同年12月4日とする弁明の機会を付与したこと、⑦処分庁は請求人に対し、請求人が本件指導指示1等に従わず、同月4日の弁明日に正当な弁明を行わなかったことを理由として、同月6日付けで、法第62条第3項に基づき本件処分を行ったことが認められる。

(2) 弁明の機会の付与について

これらのことからすると、処分庁は請求人に対し、請求人が求職活動の状況報告及び就労状況申告書の提出を行わないことを理由として、平成30年9月11日付け及び同年11月27日付けで弁明の機会付与の通知書を通知したが、当該通知書に記載されている弁明の機会の前提となる指導指示は、本件指導指示2のみならず、収入申告指導指示であり、弁明の機会を付与する理由と前提となる指導指示の内容に一部齟齬が認められ、弁明の機会の付与通知書の記載内容には瑕疵があるといわざるを得ない。

また、処分庁は、請求人が本件指導指示1に従わず、弁明日に正当な弁明を行わなかったことを理由のひとつとして、本件処分を行っているが、本件指導指示1に従わなかったことに対して弁明の機会が付与された事実は本件事件記録から確認することはできず、本件処分には手続上の瑕疵があるといえる。

(3) 本件処分に至る判断過程について

次に、本件処分に至る判断過程についてみる。

前記審理関係人の主張の要旨2(2)ノ及びハのとおり、①平成30年12月4日、弁明の日、請求人は処分庁を訪れ、痛風の痛みが悪化しハローワークに行けなかったため、インターネットで求職活動を行い、同月10日からの仕事が決まり、同月5日に面接に行き、同月6日に報告するために処分庁を訪れる旨の弁明を行ったこと、②同月4日、

処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人が本件指導指示に従わず、正当な弁明も行わなかったことは法第 62 条第 3 項に定める保護を廃止できる理由に該当し、保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときに該当するとして、本件処分の決定をしたことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は請求人の弁明を正当な弁明が行われなかったものと判断しているが、請求人は、痛風の痛みが悪化しハローワークに行けなかったため、インターネットで求職活動を行い、同月 5 日に面接に行き、同月 6 日に処分庁にその結果を報告する旨弁明していたのであり、処分庁は、請求人の行った求職活動の報告について、正当な弁明が行われなかったと判断した理由が判然とせず、また、処分庁は請求人の報告を待つことなく同月 4 日に本件処分を決定しており、請求人の弁明内容を踏まえた組織的検討は行われておらず、さらに、請求人の報告を待たずに本件処分を決定することの妥当性を検討した過程も認められず、本件処分に至る処分庁の判断過程には瑕疵があるとみるのが相当である。

(4) 理由付記について

最後に、本件処分の理由についてみる。

前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) のとおり、本件処分通知書の理由欄には、「請求人が、(中略)平成 30 年 8 月 23 日付けで処分庁が行った生活保護法第 27 条に基づき、指導内容に従わず、平成 30 年 12 月 4 日にも正当な弁明がなされなかった」との記載が認められる。しかしながら、本件事件記録からは、同年 8 月 23 日付けの指導指示があったという事実は認められず、同月 24 日付けで行った本件指導指示 2 を記載すべきところ、誤って記載されたものと推認され、本件処分の理由の記載に明らかな瑕疵があるといえる。

なお、保護の廃止は、保護の実施を終了させる重大な処分であることに鑑み、前記 1 (7) の「保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当するかどうかは、慎重に判断すべきであると考えられる。しかし、本件処分の理由は、請求人が指導指示に従わず、正当な弁明もなされなかったことが示されるにとどまり、どのような理由により保護の停止を経ずに保護を廃止する本件処分に至ったかについては、本件処分通知書からは明らかでない。処分庁においては、保護の決定にあたり、請求人がどのような理由により不利益処分を受けたかを、請求人がその理由を見て具体的に理解しうるような形で処分の理由を提示する必要があることを付言する。

(5) まとめ

以上のとおり、本件処分については、その手続に瑕疵があり、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年1月17日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

